

6 用語の解説

(1) 現金給与額

① 現金給与総額

給与から所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の総額でのことであり、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額

$$\text{現金給与総額} = \text{きまって支給する給与} + \text{特別に支払われた給与}$$

② きまって支給する給与（定期給与）

基本給や家族手当・時間外手当など、労働協約・就業規則などによってあらかじめ定められた算定方法によって支給される給与のうち、「特別に支払われた給与（特別給与）」以外のもの

$$\text{きまって支給する給与} = \text{所定内給与} + \text{所定外給与}$$

③ 所定内給与

きまって支給する給与のうち、「所定外給与（超過労働給与）」以外のもの

④ 所定外給与（超過労働給与）

時間外手当や早朝出勤手当・休日出勤手当・深夜手当など、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日・深夜労働に対して支給される給与

⑤ 特別に支払われた給与（特別給与）

次のア～エに該当するもの

ア 賞与（ボーナス）

イ ベースアップが行われた場合の差額追給分

ウ 6か月ごとに支給される通勤手当など、3か月を超える期間ごとに支払われる給与

エ 臨時に支払われた現金給与

一時的突発事由に基づいて支払われたもの、あるいは、結婚手当など、支給条件はあらかじめ確定しているが、支給事由の発生が不確定かつ極めてまれなもの

(2) 実労働時間

① 総実労働時間

労働者が使用者の指揮監督下にある労働時間のこと。給与の算定の有無や理由の如何を問わず、実際に当該事業所の事業活動に従事していない時間は含まない。

$$\text{総実労働時間} = \text{所定内労働時間} + \text{所定外労働時間}$$

② 所定内労働時間

事業所の就業規則で定められている正規の始業時刻から終業時刻までの間の実労働時間数

③ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数

④ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数のことで、午前0時から24時までの間に1時間でも就業すれば出勤日数として計上

(3) 常用労働者

① 常用労働者

期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、あるいは、日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者

② パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の労働時間又は1週の労働日数が一般の労働者よりも短い者

③ 一般労働者

常用労働者のうち、「パートタイム労働者」以外の者